

資料 3

健康増進専門分科会について

柏市健康増進計画 中間評価スケジュール(案)

健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」として策定。
 平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間とし、その中間年である平成29年度に中間評価を実施。

